

# 生涯学習センター御利用の皆様へ

## (冷暖房期間の拡大に関するお知らせ)


日頃から生涯学習センターをご利用いただきありがとうございます。

このたび、ご利用の皆様からご要望がありました施設利用に伴う冷暖房利用につきまして、特例期間を設けることとなりましたので、お知らせします。

岡山県生涯学習センター指定管理者（総合窓口）

記

### 1 特例期間(冷暖房)

○冷暖房期間(現行)の前後2週間程度・・・下表の  の期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		冷房期間(現行)							暖房期間(現行)			

### 2 利用手順(特例期間)

- ①施設利用の予約時に冷暖房利用の有無についてご照会します（特例期間に該当する場合）。
- ②所定の申請書へご記入いただき、施設・冷暖房利用料金を納めてください（通常と同じ）。

※冷暖房設備のメンテナンス工事のため特例期間は目安となっています。

※平成25年11月は26日から30日までが特例期間です。

詳細については事前に総合窓口へご確認ください。